

関連資料

(参考) 東京都の関連施策について

～東京都高齢者保健福祉計画《平成27年度～平成29年度》(平成27年3月)
及び高齢者の居住安定確保プラン(平成27年3月)より～

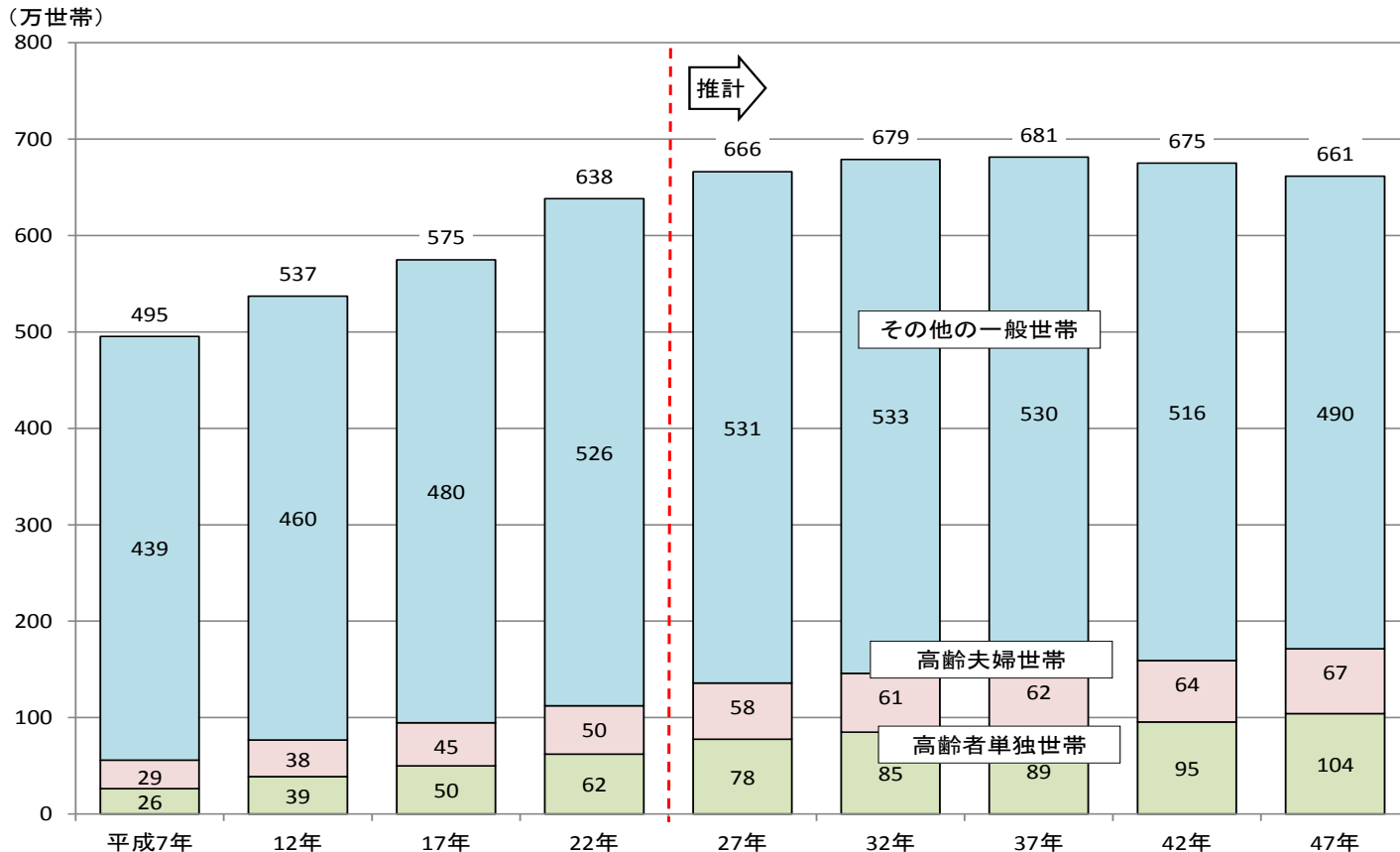
1 高齢者の住まいの確保 …… 2

1 高齢者の住まいの確保

高齢者向けの住宅の確保と居住支援

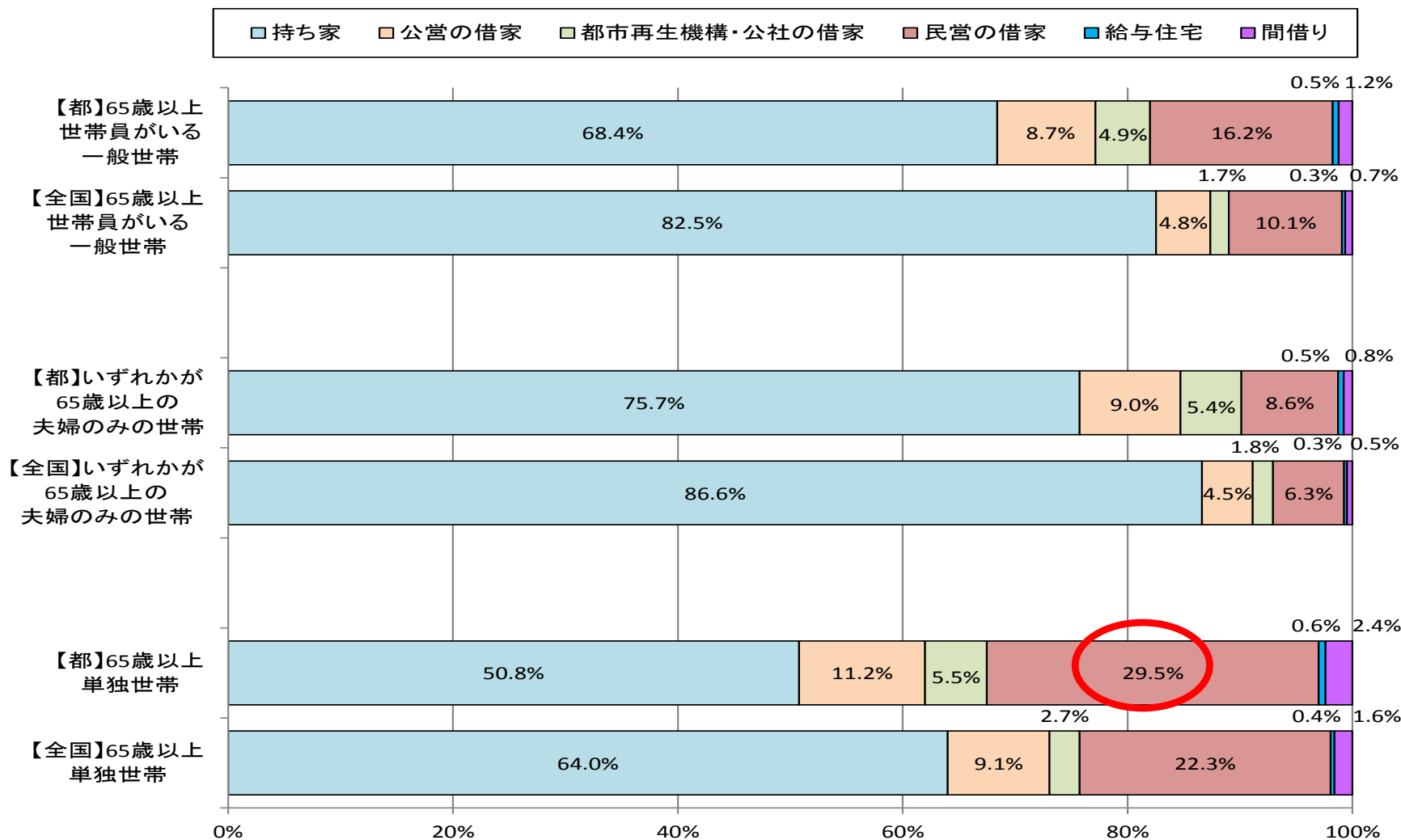
- 高齢者単独・夫婦のみ世帯が急激に増加している現状を踏まえ、引き続きサービス付き高齢者向け住宅(バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス、緊急時対応サービス等が提供される賃貸住宅として都に登録された住宅)の供給促進が求められている。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住空間の質の確保に加え、生活支援や介護・医療等のサービスの確保についても一体的に考えていくことが必要。

世帯数の推移 (東京都)



資料：国勢調査(～H22)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(H27～)

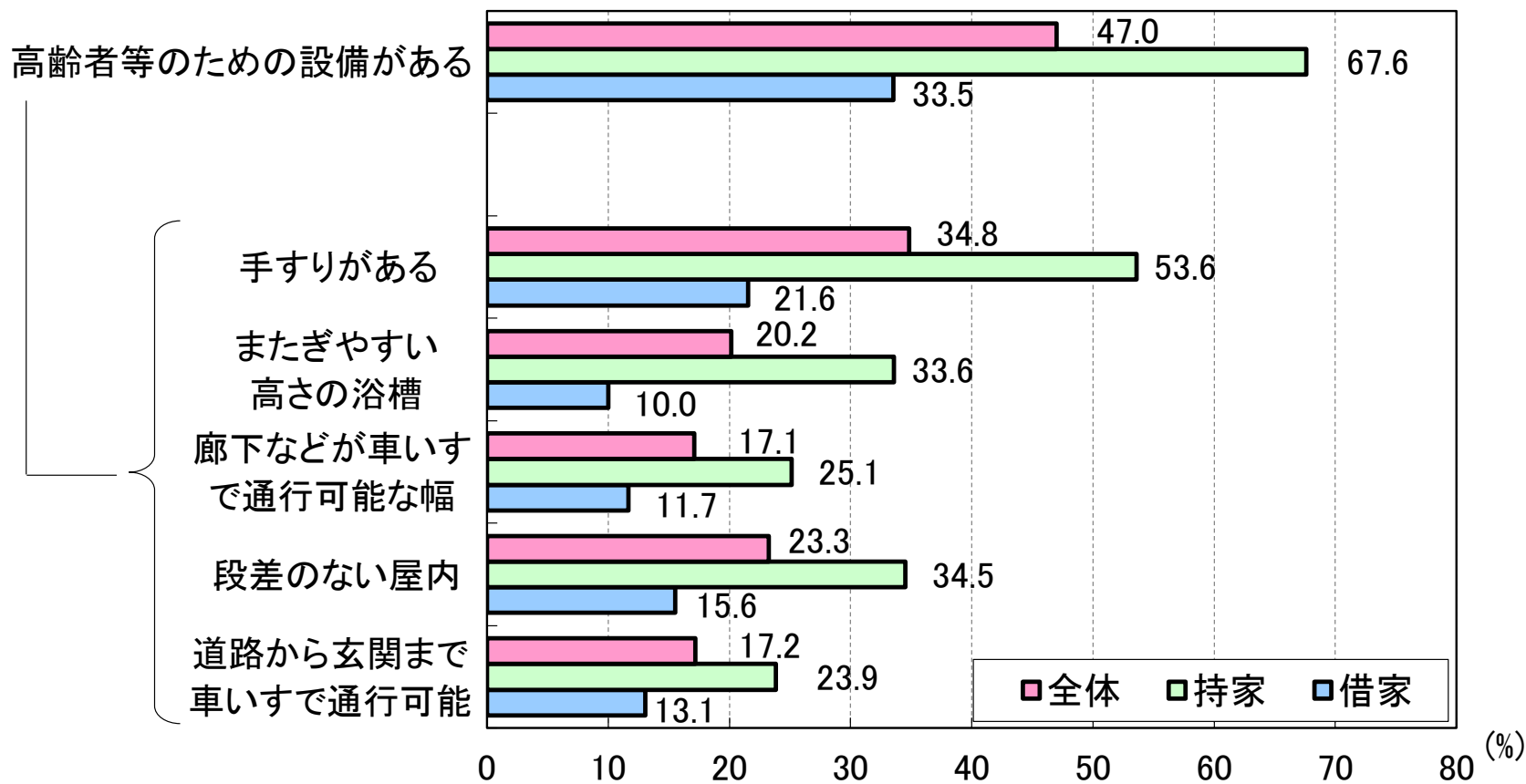
高齢者の住居の状況（世帯の種類別）



資料：国勢調査（平成22年）

- 東京都では持ち家の割合が全国より低く、民営の借家の割合が高い。
- 特に、65歳以上単独世帯では、民営の借家が約3割を占める。

● 住宅のバリアフリー化の状況

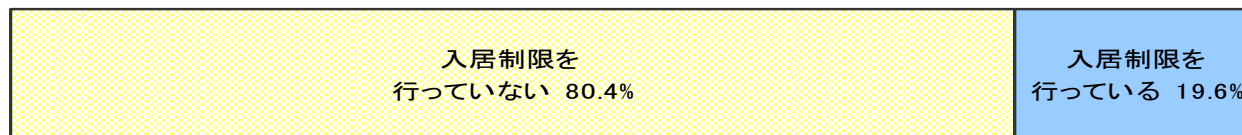


資料：総務省「住宅・土地統計調査」（2013（平成25）年）

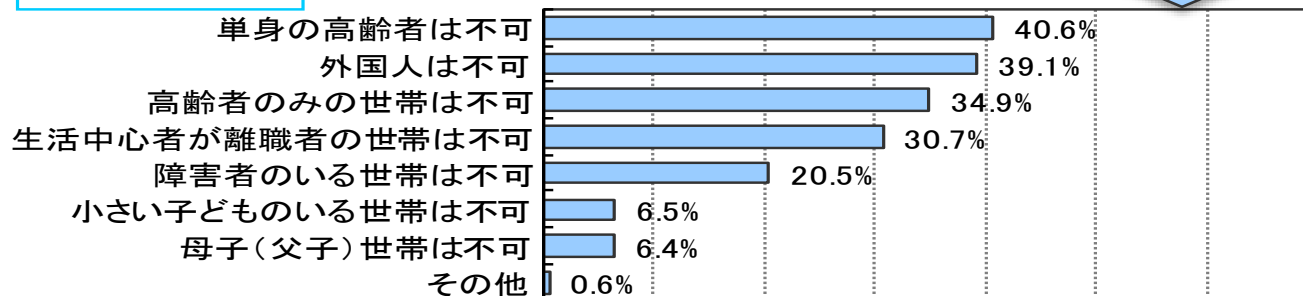
- 都内の住宅で、手すりがあるなど高齢者等のための設備がある住宅の割合は、住宅全体の47.0%であり、特に借家は33.5%にとどまっている。

民間賃貸住宅における入居制限の状況

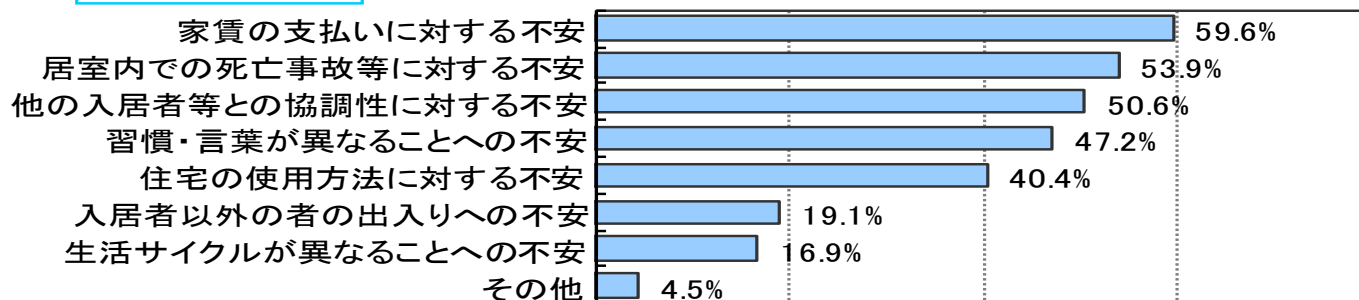
入居制限を行っている家主の割合



入居制限の対象



入居制限の理由

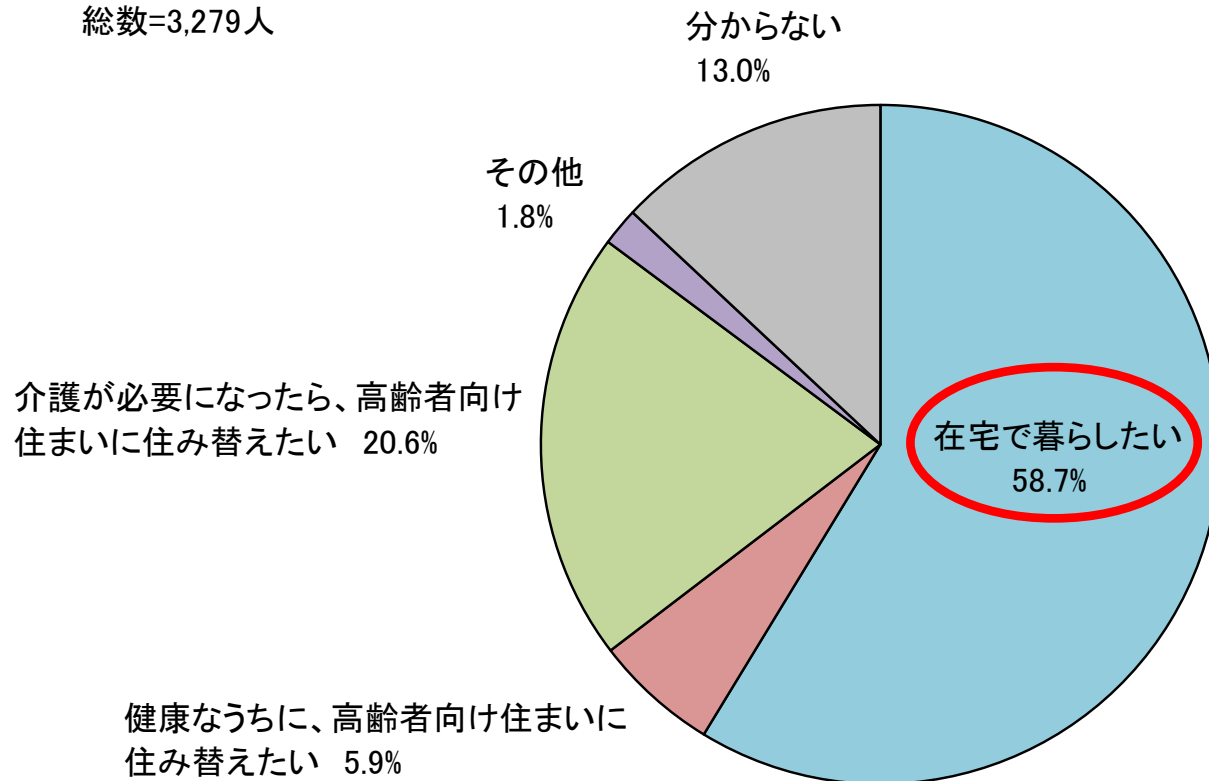


資料：財団法人日本賃貸住宅管理協会調べ「民間賃貸住宅の管理状況調査」（2010（平成22）年）

- 民間賃貸住宅の入居制限を行っている家主（全体の19.6%）のうち、40.6%が単身の高齢者は不可とし、その理由を見ると、「家賃の支払いに対する不安」などが高い割合になっている。

● 希望する高齢期の住まい（東京都）

総数=3,279人



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「在宅高齢者の実態調査」（平成25年度）

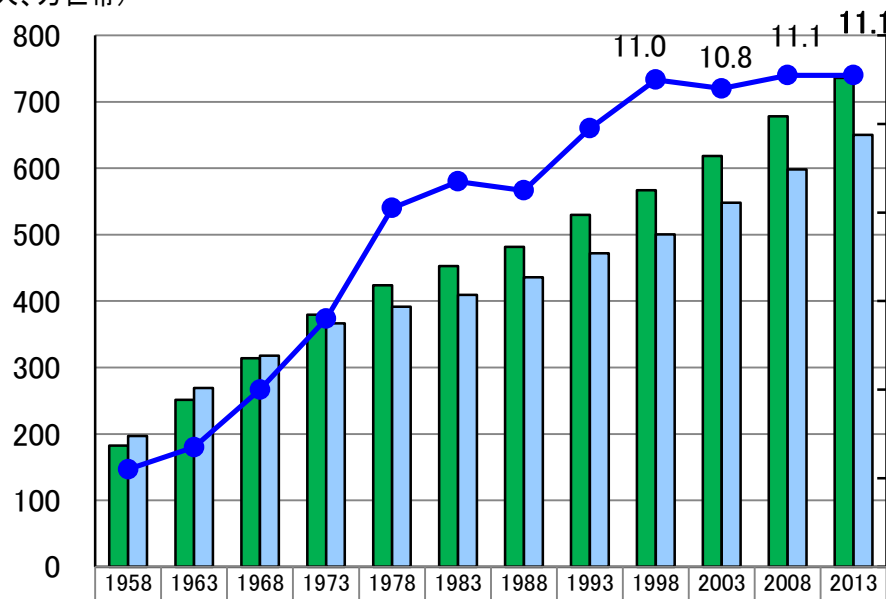
- 65歳以上の在宅の高齢者に対して、希望する高齢期の住まいについて聞いたところ、「在宅で暮らしたい」人の割合が最も高く、約6割を占める。

都内の空き家の状況

- 平成25年において住宅ストック数(約735万戸)は、総世帯数(約650万世帯)に対し、1.13倍となっている。
- 平成25年時点での空き家は約82万戸であり、空き家率は平成10年からほぼ横ばいで、平成25年では11.1%となっている。
- 内訳をみると、空き家のうち、約60万戸は賃貸用であり、平成20年と比較して、10万戸以上増加している。
- 一方で、長期不在・取り壊し予定の空き家は平成20年と比較して減少しているものの、約15万戸存在している。

住宅ストック数、世帯数、空き家率の推移(東京都)

(万人、万世帯)

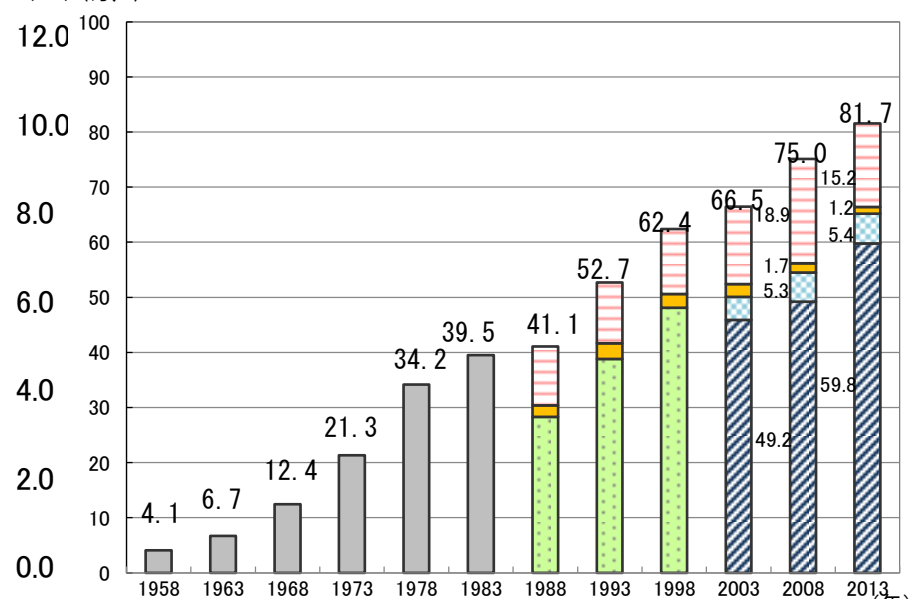


■ 住宅数	182.4	251.4	313.9	379.6	423.9	452.8	481.8	530.0	567.0	618.6	678.1	735.9
■ 世帯数	196.9	269.2	317.9	366.4	391.5	409.5	436.0	472.0	500.5	548.0	598.1	650.5
● 空き家率	2.2	2.7	4.0	5.6	8.1	8.7	8.5	9.9	11.0	10.8	11.1	11.1

(資料) 平成25年住宅・土地統計調査/総務省

空き家数の推移(東京都)

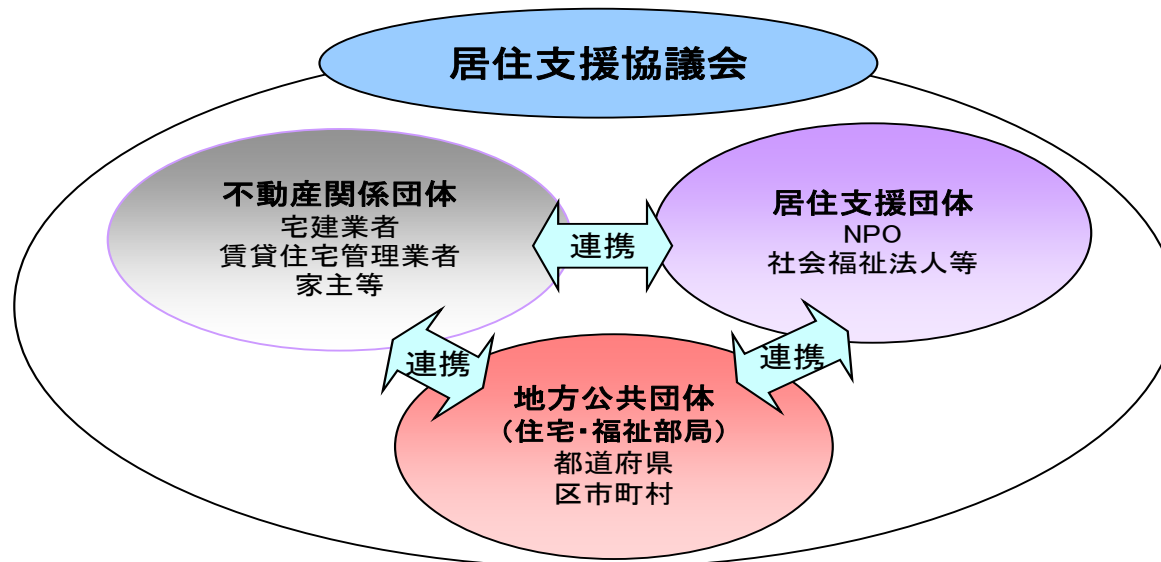
(%) (万戸)



- 賃貸・売却用
- 賃貸用
- 売却用
- 二次的住宅(別荘等)
- 長期不在・取壊し予定
- 内訳不明

● 居住支援協議会

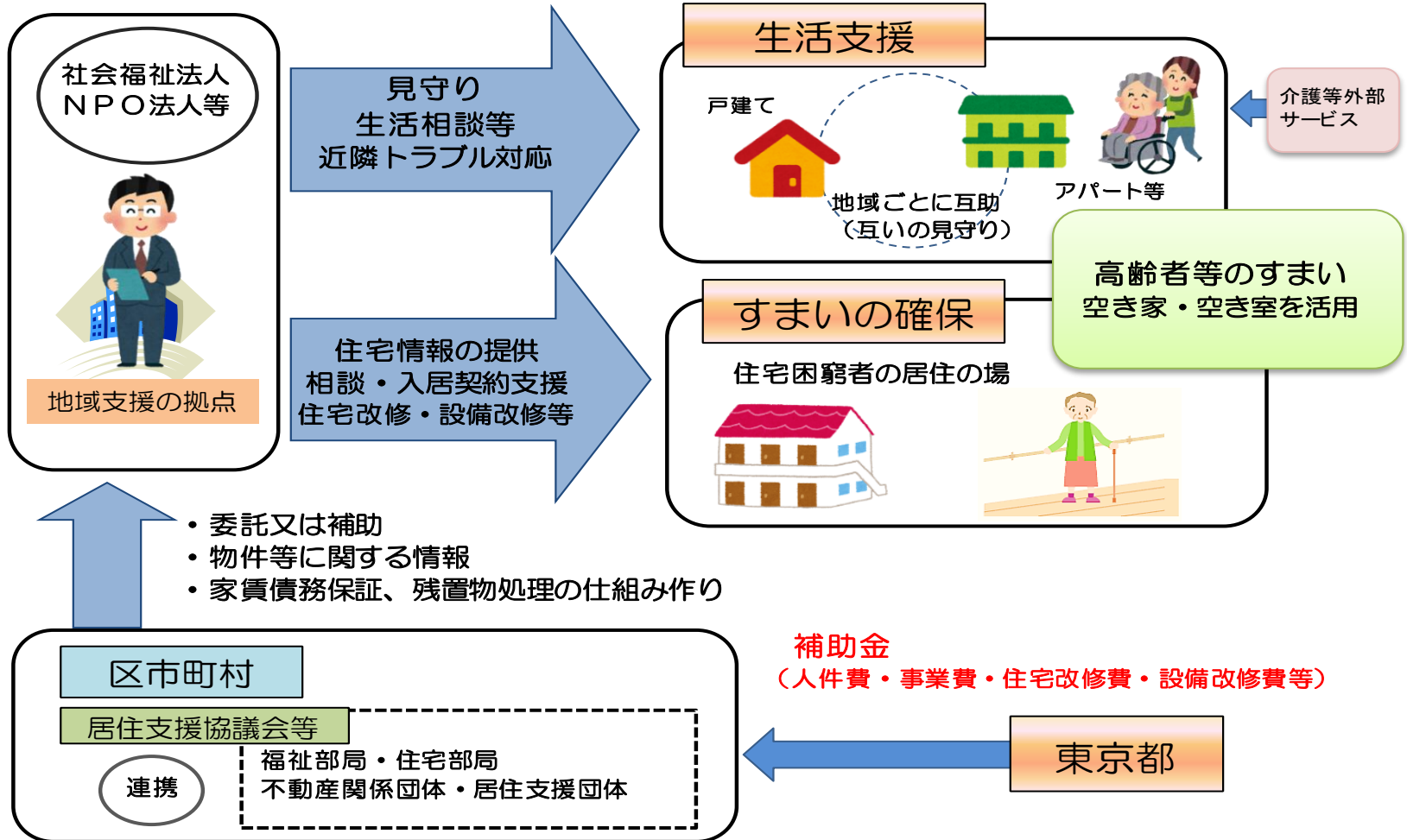
- ▶ 平成26年6月、東京都居住支援協議会設立
- ▶ 高齢者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、区市町村における居住支援協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを実施
- ▶ 居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で必要な支援策を協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体との協働で解決できることが期待される。



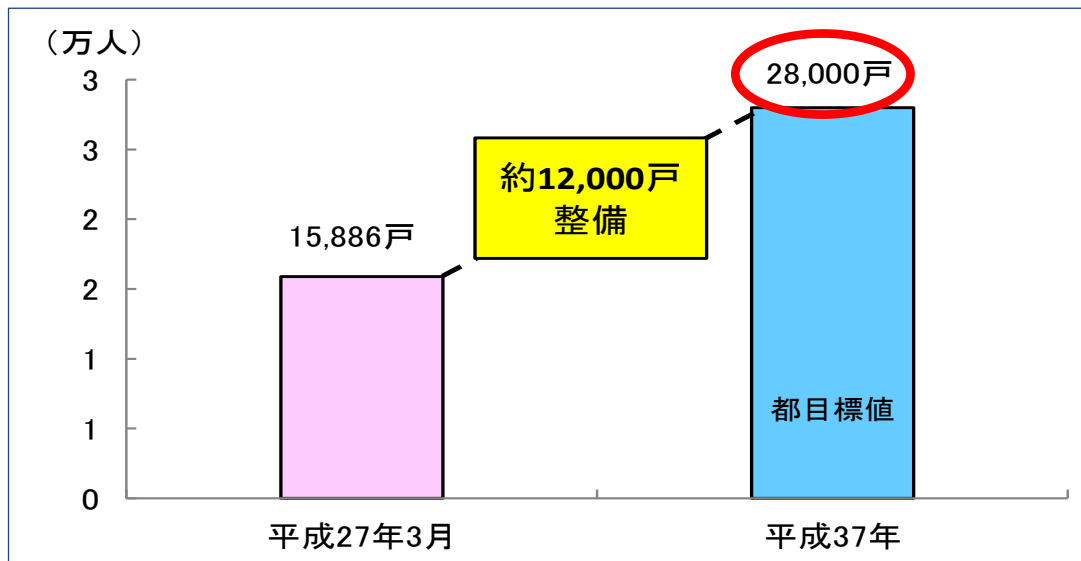
住宅確保要配慮者に必要な支援を協議・実施

生活支援付すまい確保事業

- ▶ 住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援



サービス付き高齢者向け住宅等の供給目標（都）



※ 東京都高齢者向け優良賃貸住宅及びURが管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅を含む。

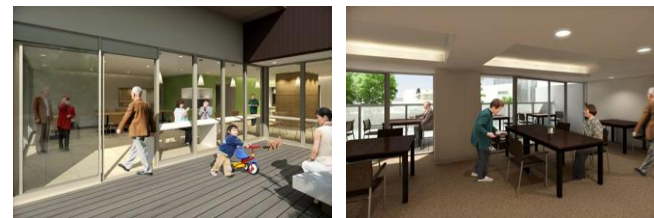
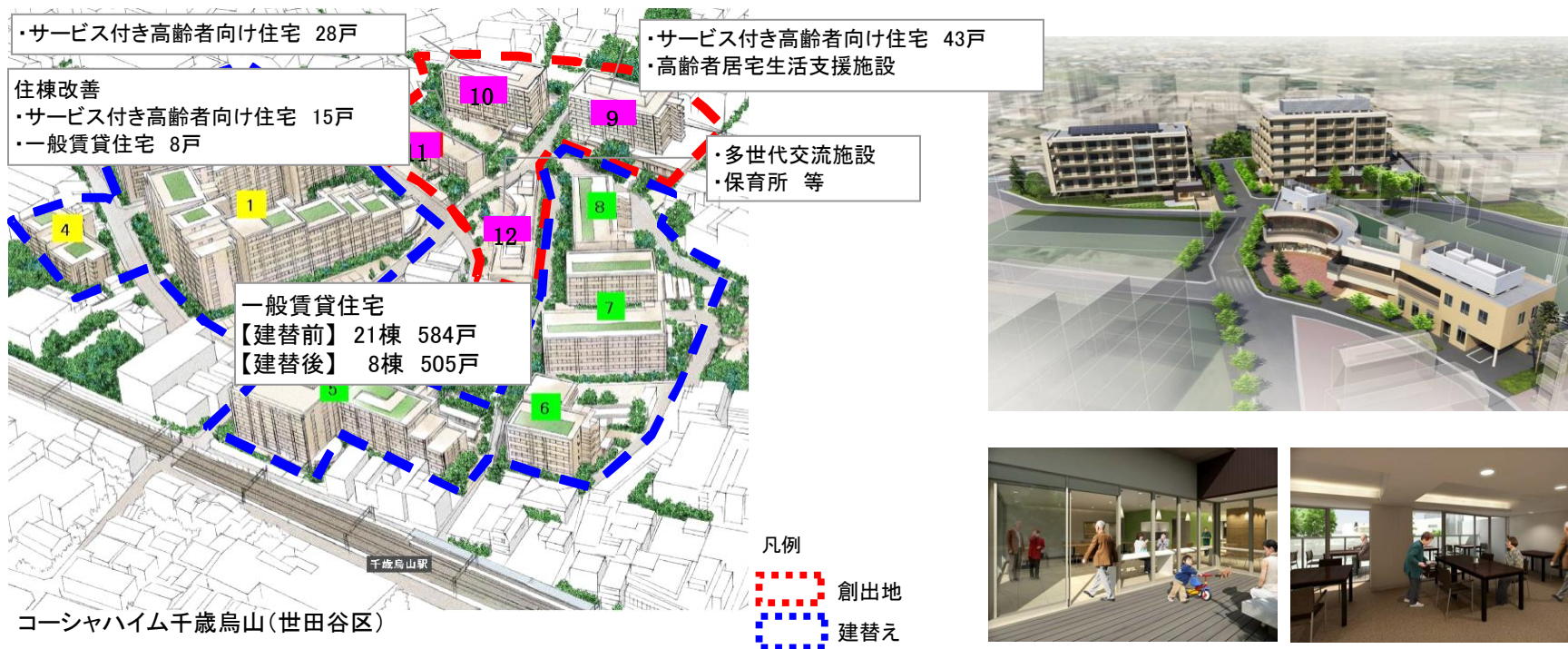
医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等

- ▶ 医療・介護・住宅の三者が相互に連携したサービス付き高齢者向け住宅に併設する医療・介護サービス事業所等の整備費を補助
- ▶ 一般住宅を併設し、居住者がつながりを持ちながら生活できるサービス付き高齢者向け住宅の整備費等を補助

● 公的住宅ストックの活用

公社住宅におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備

- ▶ 建替えにより創出した用地等に、サービス付き高齢者向け住宅を整備
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅には、地域ニーズを踏まえ、高齢者居宅生活支援施設、保育所、店舗、地域交流施設等を併設し、多世代交流を促進



● 民間住宅の空き家活用促進事業（区市町村空き家活用支援事業）

1 目的

区市町村による計画的な空き家対策の実施及び、空き家を高齢者や子育て世帯等の住居としての活用を促進することを目的に、区市町村が行う空き家の実態調査等の取組に対し補助する。

2 補助事業予算額

1億円(平成27年度予算額)

3 補助制度

(1)空き家実態調査への補助

対象： 空き家の実態を把握するための調査費用
(現地調査、所有者へのヒアリング調査、データベースの作成など)

(2)空き家等対策計画策定への補助

対象： 空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」策定のための費用

(3)空き家改修工事への補助

対象： 空き家を高齢者や子育て世帯等に賃貸するために、所有者等が行う、バリアフリー改修、省エネ改修、子育てに配慮した改修等の工事費用への補助

4 補助額

区市町村が負担する額の2分の1

高齢者向け住宅の質の確保

● サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化

- ▶ 「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」の遵守
- ▶ 入居者に提供する基本サービスとして、緊急時対応の実施
- ▶ 事業者からの届出を受け、高齢者向け住宅で提供している生活支援サービスの契約書等を都ホームページで公表
- ▶ 高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策の実施

● サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドラインの運用

- ▶ 高齢者が医療や介護が必要になっても、安心して住み続けることができる住まいを充実させるため、ガイドラインにおいて、運営事業者が守らなくてはならない必須のポイントと守ることが望ましいポイントを提示
- ▶ 住宅ごとの医療・介護連携の取組等の状況を都のホームページで公表し、都民の住まい選びの参考とするとともに、定期的なチェックを通じて、連携の質の確保・向上を図る